

新検査制度に係る保安規定の変更について

(審査会合(令和2年7月20日)における指摘事項に対する回答)

令和2年8月3日

日本原子力研究開発機構

指摘事項の内容とその対応一覧(1/2)

| No. | 審査会合(令和2年7月20日)における指摘事項 | 回答 |
|------|--|-----------|
| 共通-1 | <p>「事業者検査の独立性の確保」において、保守担当部署から独立した者が事業者検査を実施する旨が明確でない場合については、その旨が明確となるよう、記載を検討すること。 【試験炉規則第15条第1項第17号、同第2項第18号、管理規則第34条第1項第15号、再処理規則第17条第2項第20号、研開炉規則第87条第3項第19号、加工規則第8条第1項第16号】</p> | P.3 参照 |
| 共通-2 | <p>異状があった場合の措置に関し、非常事態に至る前に運転中の異状として発生する火災に係る措置が明確となっていない場合については、明確にすること。 【試験炉規則第15条第1項第6号、管理規則第34条第1項第6号、再処理規則第17条第2項第8号、加工規則第8条第1項第6号】</p> | P.4 参照 |
| 共通-3 | <p>管理区域の解除について、運転段階における設備の撤去や、廃止措置段階に応じて恒久的に解除とする場合の記載が明確でない場合については、記載を行うこと。 【試験炉規則第15条第1項第7号、同第2項第8号、管理規則第34条第1項第7号、再処理規則第17条第2項第9号、研開炉規則第87条第3項第9号、加工規則第8条第1項第7号】</p> | P.5 参照 |
| 共通-4 | <p>管理区域から退出する場合等の表面汚染密度の基準が明確でない場合については、明確な基準を定めること。 【試験炉規則第15条第1項第7号、同第2項第8号、管理規則第34条第1項第7号、再処理規則第17条第2項第9号、研開炉規則第87条第3項第9号、加工規則第8条第1項第7号】</p> | P.6 参照 |
| 共通-5 | <p>床・壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の基準が明確となっていない場合については、明確な基準を定めること。 【試験炉規則第15条第1項第9号、同第2項第10号、管理規則第34条第1項第9号、再処理規則第17条第2項第11号、研開炉規則第87条第3項第11号、加工規則第8条第1項第9号】</p> | P.7 参照 |

指摘事項の内容とその対応一覧(2/2)

| No. | 審査会合(令和2年7月6日)における指摘事項 | 回答 |
|---------------|---|------------|
| 共通-6 | <p>管理区域から核燃料物質等の搬出及び運搬をする際に講ずべき措置が明確となっていない場合については、明確な措置を定めること。 【試験炉規則第15条第1項第7号、同第2項第8号、管理規則第34条第1項第7号、再処理規則第17条第2項第9号、研開炉規則第87条第3項第9号、加工規則第8条第1項第7号】</p> | P.8 参照 |
| 共通-7 | <p>緊急事態発生時の措置について、工場等内の見学者、外部研究者等に対する避難指示等が明示されていない場合については、記載を行うこと。 【試験炉規則第15条第1項第14号、同第2項第14号】</p> | P.9 参照 |
| 共通-8 | <p>設計想定事象等に係る保全に関する措置について、新規制基準適合性確認前の対策について、どのような記載を行うか検討すること。 【試験炉規則第15条第1項第15号、同第2項第15号、管理規則第34条第1項第13号、再処理規則第17条第2項第17号、研開炉規則第87条第3項第16号、加工規則第8条第1項第14号】</p> | P.10 参照 |
| 共通-9 | <p>記録及び報告において、当該事故事象等の事象に準ずる重大な事象について具体的に明記されていない場合には、明確な記載を行うこと。 【試験炉規則第15条第1項第16号、同第2項第16号及び17号、第二種埋設規則第20条第1項第16号、管理規則第34条第1項第14号、再処理規則第17条第2項第18号及び第19号、研開炉規則第87条第3項第17号及び18号、加工規則第8条第1項第15号】</p> | P.11 参照 |
| 固有-1 (原科研) | <p>緊急事態の発生をもってその後の措置は原子力災害対策特別措置法第7条第1項の原子力事業者防災事業計画によることが記載されていない場合には、記載すること。 【試験炉規則第15条第1項第14号】</p> | P.12 参照 |
| 固有-2 (原科研) | <p>設計想定事象等に係る措置について、運転が再開したNSRRについては、内部事象(火災)に対する要求事項のうち、可燃物の管理について明確な記載を行うか、下部規定に定める場合にはその旨を明記すること。 【試験炉規則第15条第1項第15号】</p> | P.13 参照 |

「事業者検査の独立性の確保」において、保守担当部署から独立した者が検査を実施する旨が明確でない場合については、その旨が明確となるよう、記載を検討すること。

【試験炉規則第15条第1項第17号、同第2項第18号、管理規則第34条第1項第15号、再処理規則第17条第2項第20号、研開炉規則第87条第3項第19号、加工規則第8条第1項第16号】

- 事業者検査の独立性に係る条文において、保守担当部署から独立した者が検査を実施する旨が明確となっていない拠点・施設においては、該当する条文を修正し、「検査対象となる設備等の保守管理に関与しない者が検査を実施する」旨を明確にする。

異状があった場合の措置に関し、非常事態に至る前に運転中の異状として発生する火災に係る措置が明確となっていない場合については、明確にすること。

【試験炉規則第15条第1項第6号、管理規則第34条第1項第6号、再処理規則第17条第2項第8号、研開炉規則第87条第3項第16号、加工規則第8条第1項第6号】

- 各施設保安規定の当該火災に係る措置について定めた条文について、火災に係る措置を定めた条文である旨が明確でない場合には、その旨が明確となるよう、記載を修正する。また、当該火災に係る措置が定められていない場合には、当該措置について追加する。

管理区域の解除について、運転段階における設備の撤去や、廃止措置段階に応じて恒久的に解除とする場合の記載が明確でない場合については、記載を行うこと。

【試験炉規則第15条第1項第7号、同第2項第8号、管理規則第34条第1項第7号、再処理規則第17条第2項第9号、研開炉規則第87条第3項第9号、加工規則第8条第1項第7号】

- 各施設保安規定の管理区域に係る条文において、管理区域の解除において実施すべき事項が明記されていない場合には、記載を修正する。

管理区域から退出する場合等の表面汚染密度の基準が明確でない場合については、明確な基準を定めること。

【試験炉規則第15条第1項第7号、同第2項第8号、管理規則第34条第1項第7号、再処理規則第17条第2項第9号、研開炉規則第87条第3項第9号、加工規則第8条第1項第7号】

- 各施設保安規定の管理区域に係る条文において、管理区域から退出する場合の表面汚染密度の基準が明確でない場合には、明確な基準を定め、保安規定で明確にする。また、下部規定にて明確にする場合には、保安規定上でその旨を明記する。

床・壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の基準が明確となっていない場合については、明確な基準を定めること。

【試験炉規則第15条第1項第9号、同第2項第10号、管理規則第34条第1項第9号、再処理規則第17条第2項第11号、研開炉規則第87条第3項第11号、加工規則第8条第1項第9号】

- 各施設保安規定の放射線管理に係る条文において、床・壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の基準が明確となっていない場合には、明確な基準を定め、保安規定で明確にする。また、下部規定にて明確にする場合には、保安規定上でその旨を明記する。

管理区域から核燃料物質等の搬出及び運搬をする際に講ずべき措置が明確となっていない場合については、明確な措置を定めること。

【試験炉規則第15条第1項第7号、同第2項第8号、管理規則第34条第1項第7号、再処理規則第17条第2項第9号、研開炉規則第87条第3項第9号、加工規則第8条第1項第7号】

- 各施設保安規定の搬出・運搬に係る条文において、核燃料物質等の搬出及び運搬をする際に講ずべき事項が明確となっていない場合には、明確な措置を定め、保安規定で明確にする。また、下部規定にて明確にする場合には、保安規定上でその旨を明記する。

緊急事態発生時の措置について、工場等内の見学者、外部研究者等に対する避難指示等が明示されていない場合については、記載を行うこと。

【試験炉規則第15条第1項第14号、同第2項第14号】

- 各施設保安規定の非常時における措置に係る条文において、避難指示等の対象として見学者、外部研究者等を含むことが明確でない場合には、その旨を明記する。

設計想定事象等に係る保全に関する措置について、新規制基準適合性確認前の対策について、どのような記載を行うか検討すること。

【試験炉規則第15条第1項第15号、同第2項第15号、管理規則第34条第1項第13号、再処理規則第17条第2項第17号、研開炉規則第87条第3項第16号、加工規則第8条第1項第14号】

- 設計想定事象等に係る保安に関する措置については、新規制基準適合性確認の進捗に合わせて記載を充実することとしている。現在、措置に関する記載がなく、今後記載を予定している施設については、その旨が保安規定上で明確となるよう、「運転再開時に定める」等の記載を追加する。

記録及び報告において、当該事故事象等の事象に準ずる重大な事象について具体的に明記されていない場合には、明確な記載を行うこと。

【試験炉規則第15条第1項第16号、同第2項第16号及び17号、第二種埋設規則第20条第1項第16号、管理規則第34条第1項第14号、再処理規則第17条第2項第18号及び第19号、研開炉規則第87条第3項第17号及び18号、加工規則第8条第1項第15号】

- 当該事故事象等の事象に準ずる重大な事象が保安規定上で明確となるよう、各施設保安規定に記載を追加する。また、下部規定にて明確にする場合には、保安規定上でその旨を明記する。なお、具体的な事象について現在審査中の施設については、重大事故等に係る廃止措置計画の変更の際に記載を追加する。

緊急事態の発生をもってその後の措置は原子力災害対策特別措置法第7条第1項の原子力事業者防災事業計画によることが記載されていない場合には、記載すること。

【試験炉規則第15条第1項第14号】

- 原子力科学研究所原子炉施設保安規定において、緊急事態の発生をもってその後の措置は原子力災害対策特別措置法第7条第1項の原子力事業者防災事業計画によることが記載されていないため、その旨の記載を追加する。

設計想定事象等に係る措置について、運転が再開したNSRRについては、内部事象(火災)に対する要求事項のうち、可燃物の管理について明確な記載を行うか、下部規定に定める場合にはその旨を明記すること。

【試験炉規則第15条第1項第15号】

- NSRRにおける可燃物の管理については、下部規定において規定することとしているが、原子力科学研究所原子炉施設保安規定第7編(NSRRの管理)においてその旨が明確となっていないため、下部規定において規定する旨が明確となるよう、保安規定の記載を修正する。